

我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付要綱の一部を改正する  
告示

我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付要綱（令和 3 年告示第 274 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象施設等)</p> <p>第 3 条 支援金の交付の対象となる社会福祉施設は、令和 3 年 7 月 1 日から <b>令和 5 年 3 月 31 日</b>までに集団感染が発生した社会福祉施設であって、令和 3 年 7 月 1 日から <b>令和 5 年 3 月 31 日</b>までに廃止若しくは休止に係る届出若しくは申請をしていないもの又は市との間で締結している委託契約が同日までに効力を失っていない障害福祉事業所（日中一時支援又は訪問入浴を実施するものに限る。）とする。</p>	<p>(交付対象施設等)</p> <p>第 3 条 支援金の交付の対象となる社会福祉施設は、令和 3 年 7 月 1 日から <b>令和 4 年 3 月 31 日</b>までに集団感染が発生した社会福祉施設であって、令和 3 年 7 月 1 日から <b>令和 4 年 3 月 31 日</b>までに廃止若しくは休止に係る届出若しくは申請をしていないもの又は市との間で締結している委託契約が同日までに効力を失っていない障害福祉事業所（日中一時支援又は訪問入浴を実施するものに限る。）とする。</p>
2 略	2 略
<p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 支援金の交付を受けようとする社会福祉施設は、介護保険施設等にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付申請書兼誓約書（介護保険等）（様式第 1 号）により、障害福祉事業所にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 支援金の交付を受けようとする社会福祉施設は、介護保険施設等にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支援金交付申請書兼誓約書（介護保険等）（様式第 1 号）により、障害福祉事業所にあつては我孫子市社会福祉施設集団感染対策支</p>

<p>援金交付申請書兼誓約書（障害福祉） （様式第2号）により、<b>令和5年3月31日</b>までに市長に申請しなければならない。</p>	<p>援金交付申請書兼誓約書（障害福祉） （様式第2号）により、<b>令和4年3月31日</b>までに市長に申請しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 略 （失効）</p>	<p>1 略 （失効）</p>
<p>2 この告示は、<b>令和5年5月31日</b>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>2 この告示は、<b>令和4年5月31日</b>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。